

農業近代化資金制度の概要

1. 根拠法

農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）

2. 目的

農業者等に対し農業協同組合等融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が利子補給を行う措置等を講ずることにより、もって農業経営の近代化に資する。

3. 内容

(1) 貸付対象者：農業を営む者、農業協同組合等

(2) 資金用途： 建構築物等造成取得資金

果樹等植栽育成資金

家畜購入育成資金

小土地改良資金

長期運転資金

農村環境整備資金

大臣特認資金

(3) 貸付限度額：農業を営む者 個人 18百万円
 法人・団体 2億円

農業協同組合等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

(4) 貸付利率：2.0%（平成18年4月19日現在）

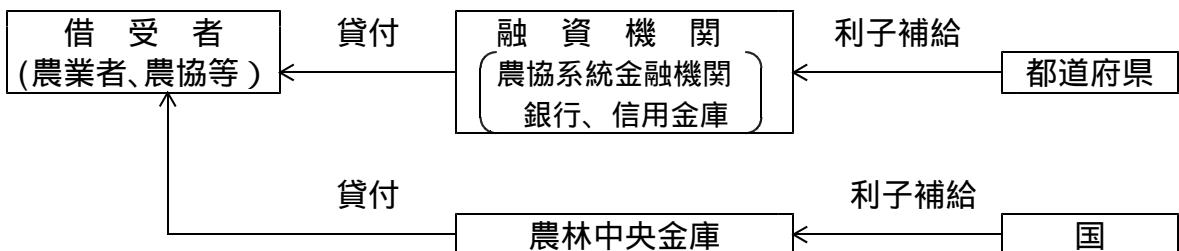
(5) 償還期限：農業を営む者 資金種類に応じて7～18年以内(据置2～7年以内)
農業協同組合等 資金種類に応じて7～20年以内(据置2～7年以内)

(6) 融資率：原則80%以内

4. 融資機関

農協系統金融機関、銀行、信用金庫

5. 制度の仕組み



(注) 借入者が認定農業者である場合

利子助成による貸付利率の引き下げ

据置期間の延長(原則2年 7年)

融資率の引き上げ(原則80% 100%)